

緊急事態措置の延長について

令和3年5月7日

	現行の緊急事態措置	緊急事態措置の延長																																																				
区 域	全 域	全 域																																																				
期 間 (緊急事態措置)	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで (17日間)	令和3年5月12日(水)から 令和3年5月31日(月)まで (20日間)																																																				
1 外出自粛等	[特措法第45条第1項に基づく] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	[特措法第45条第1項に基づく] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請																																																				
2 施設の使用制限	飲食店 遊興施設(*1)	【全県】 [特措法第45条第2項に基づく] ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店を含む)への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○感染対策の徹底	【全県】 [特措法第45条第2項に基づく] ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○感染対策の徹底																																																			
	[特措法施行令第11条・多数利用施設] ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	[特措法第24条第9項等に基づく] ○多数利用施設への休業要請等(特措法施行令第11条施設) ・多数利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映画館等</td> <td>映画館、プラネタリウム</td> <td>・床面積が1,000㎡超の施設は休止</td> </tr> <tr> <td>商業施設</td> <td>大規模小売店 等</td> <td>・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ</td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>体育館、ボウリング場 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(飲食店除く)</td> <td>個室ビデオ店 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>博物館、美術館 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>生活必需サービス以外のサービスを営む店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・イベント関連施設(施設規模によらない) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場等</td> <td>劇場、観覧場 等</td> <td>・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td>集会場、展示場 等</td> <td>・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>ホテル・旅館の集会の用に供する部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動施設(屋外施設等)</td> <td>野球場、ゴルフ場 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊技施設</td> <td>テーマパーク、遊園地 等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設例	要請内容	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止	商業施設	大規模小売店 等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ	運動・遊技施設	体育館、ボウリング場 等		遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等		博物館等	博物館、美術館 等		サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗		種類	施設例	要請内容	劇場等	劇場、観覧場 等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)	集会・展示施設	集会場、展示場 等	・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ	ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分		運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場 等		遊技施設	テーマパーク、遊園地 等		[特措法第24条第9項等に基づく] ○多数利用施設への休業要請等(特措法施行令第11条施設) ・多数利用施設 ※施設については精査中 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【床面積が1,000㎡超】</td> <td>・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策：土日の休業を要請(イベント関連の運動施設、博物館等を除く)、19時までの営業時間短縮を要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ</td> </tr> <tr> <td>【床面積が1,000㎡以下】</td> <td>・同左</td> </tr> </tbody> </table> ・イベント関連施設 ※施設については精査中 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請</td> <td>・21時までの営業時間短縮を要請</td> </tr> <tr> <td>・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※県立社会教育施設は、上記に準じる	要請内容		【床面積が1,000㎡超】	・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策：土日の休業を要請(イベント関連の運動施設、博物館等を除く)、19時までの営業時間短縮を要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ	【床面積が1,000㎡以下】	・同左	要請内容		・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	・21時までの営業時間短縮を要請	・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ	
	種類	施設例	要請内容																																																			
	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止																																																			
商業施設	大規模小売店 等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ																																																				
運動・遊技施設	体育館、ボウリング場 等																																																					
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等																																																					
博物館等	博物館、美術館 等																																																					
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗																																																					
種類	施設例	要請内容																																																				
劇場等	劇場、観覧場 等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)																																																				
集会・展示施設	集会場、展示場 等	・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可、20時までの営業時間短縮を働きかけ																																																				
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分																																																					
運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場 等																																																					
遊技施設	テーマパーク、遊園地 等																																																					
要請内容																																																						
【床面積が1,000㎡超】	・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策：土日の休業を要請(イベント関連の運動施設、博物館等を除く)、19時までの営業時間短縮を要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ																																																					
【床面積が1,000㎡以下】	・同左																																																					
要請内容																																																						
・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請	・21時までの営業時間短縮を要請																																																					
・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ																																																						
県立公園等	・県立都市公園について、屋内施設を閉鎖、屋外運動施設は無観客のみ使用可。一部の施設は駐車場を閉鎖 ・あわじ花さじき等の県立公園は休園	・県立都市公園等について、施設毎の使用制限を遵守の上開園。公園内への持込み飲酒や食事は禁止																																																				
大学	・オンライン授業の積極的活用 ・部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない ・教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ	・オンライン授業の積極的活用 ・部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない ・教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ																																																				
小・中・高等学校等	【県立学校】 [教育活動] ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 ・食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 [部活動] ・4/29から原則休止 ・但し、高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加は可(大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前から)	【県立学校】 [教育活動] ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 ・食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 [部活動] ・校内のみ活動を実施(平日のうち4日)。宿泊を伴う活動は実施しない(活動時間は2時間以内。土日は原則休止) ・但し、高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加は可(大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前から)																																																				
3 イベントの開催制限	[特措法第24条第9項に基づく] ・催物・イベントは、原則として無観客での開催を要請(社会生活の維持に必要なものを除く)	[特措法第24条第9項に基づく] ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保することを要請 ・21時までの営業時間短縮を要請																																																				
4 出勤抑制	[特措法第24条第9項に基づく] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進、大型連休中の休暇取得の促進を要請	[特措法第24条第9項に基づく] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進																																																				

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を含む)
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を除く)